



---

# 第2次 川西町男女共同参画計画

---



川 西 町

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 第2次計画策定の趣旨 .....	1
2 第1次計画における取組み .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の構成・期間 .....	3
5 計画の視点 .....	3
6 川西町の現状と課題 .....	4

## 第2章 計画のめざす方向性

1 将来像 .....	9
2 基本目標 .....	9
3 施策の柱 .....	10
4 施策の体系 .....	11

## 第3章 具体的取り組み

施策の柱：ともに豊かにらせるまち .....	12
施策の柱：ともにいきいきと働けるまち .....	14
施策の柱：ともに健康で安心できるまち .....	16
施策の柱：ともに交流・参画ができるまち .....	18
目標数値 .....	20

## 第4章 計画の推進

1 計画の推進体制 .....	21
2 計画の進行管理 .....	22

資料編 .....	24
-----------	----

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 第2次計画策定の趣旨

平成18年3月に策定された「川西町男女共同参画計画」は平成22年度で計画期間が終了となります。第2次男女共同参画計画は、第4次川西町総合計画に基づき、町民との対話、庁内の連携を図りながら、今後の男女共同参画計画の施策の展開方向を提示する計画を策定するものです。また、本計画は、国の第3次男女共同参画基本計画及び県の新山形県男女共同参画計画の動向、これまでの取り組みの成果・課題・昨今の社会情勢の変化、本町の特徴・特性、平成21年度町民意識調査結果を踏まえ策定します。

### 2 第1次計画における取組み

本町では、川西町男女共同参画計画（平成18年度～22年度）を策定し、男女共同参画を推進するため、様々な事業や取組みを展開してきました。

#### (1) 推進体制

町民から広く意見や提言を求めるとともに計画をスムーズに推進するために町民の方々による「男女共同参画のまちづくり会議」を設置し、計画の進捗状況の把握、情報、意見交換や提言を行いました。

さらに、計画の円滑で効率的な推進を図ることを目的に行政内部の横断的組織として町長を委員長、各課長を委員とする「男女共同参画推進本部」、各課から選出された職員による「男女共同参画推進委員会」を設置しました。

#### (2) 具体的な取組み

##### ① ともに支えあい、活力あるまち

特産品の開発や農産物を活用したビジネス展開に向けて、町内に女性が中心となり起業を始めるグループや団体が増えつつあります。さらに地域資源を活用した商品の販路開拓、拡大の支援を行ってきました。

政策方針決定への女性の参画拡大は年々減少傾向にあります。このような現状に歯止めをかけるため実態調査を行いながら、様々な機会を捉え女性の登用について啓発を行ってきました。

## ②ともにいきいきと働けるまち

乳児保育施設は初年度1ヶ所でありましたが、現在5ヶ所となり、学童保育施設も初年度は1ヶ所でありましたが、現在は4ヶ所で活動しています。子育て支援センターの取り組みも充実を図ってきました。

農業分野では、やりがいを持って経営に参画するために家族経営協定の推進に努めてきました。農業と商業の連携を図るためにこまつ市等様々なイベントを開催し、特に女性のネットワークの推進が図られました。

## ③互いを尊重し、個性を豊かにするまち

人権相談の充実を図るために相談体制の連携を行い、様々な相談に対応してきました。

男女共同参画の理解を深めるための講座の開設や町民の方々の企画による講座の支援を積極的に行いました。また、国際交流では、新たに川西町国際交流協会が設立され、今後交流の幅が広がることが期待されます。

## (3)まとめ

第1次男女共同参画計画策定時は、「男女共同参画」の認知度が低く、固定的な性別による役割分担意識が根強い状況にありました。そのため啓発活動、情報提供に特に努めてきました。

これからの男女共同参画の推進は、少子高齢社会の課題を解決することが重要な視点です。さらに、一人ひとりが個性と能力を発揮することで自己実現できる社会、人権が尊重され尊厳を持って生きることのできる社会を構築するため推進していくことが必要です。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、第4次川西町総合計画の個別行動計画として、男女共同参画社会の実現をめざします。川西町に住み、働き、学ぶすべての人々が主体的に行動し、かつ、町民と行政が協働して取り組むことを基盤とする行動計画です。

【国】 男女共同参画社会基本法(H11.6)

男女共同参画基本計画(第3次)(H23.4~)

【県】 山形県男女共同参画推進条例(H14.7)

⇒ 新山形県男女共同参画計画  
(H23.4~)

【町】 第4次川西町総合計画後期基本計画(H23.4~)

第2次川西町男女共同参画計画(H23.4~)



## 4 計画の構成・期間

### (1) 計画の構成

- ① 計画の策定にあたって
- ② 計画のめざす方向性
- ③ 具体的取り組み
- ④ 計画の推進

### (2) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

## 5 計画の視点

### (1) 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭は人間社会における最小単位の社会といえます。昨今のライフスタイルの変化も視野に入れ、家事・育児・介護への男女共同参画の推進を図ることが必要です。また、地域における男女共同参画を推進し、地域づくりに女性の登用を図ることが求められています。そのために地域の慣習やしきたりのあり方について検討していきます。

### (2) 教育現場における男女共同参画の推進

幼少時期からの意識付けが重要であることから、教育現場における男女共同参画の推進が求められています。

### (3) 働きやすい環境の整備促進

職場における男女共同参画の推進と仕事と家庭が両立できる環境づくりが求められています。働く人々の子育てや介護の支援を図り、働き続けられる環境づくりが必要です。

### (4) 産業分野における男女共同参画の支援

農業はもちろん、商工業における新たな産業の振興に向け、女性の視点を生かした取り組みを支援することが必要です。また、多様な分野へのチャレンジを支援することが求められています。

## (5)心身の健康の保持、高齢化社会に対応する環境の整備促進

男女がともに健康で健やかな生涯を過ごすために、年齢や体力に応じた健康の保持増進を図ることが必要です。また、安心して暮らすためには、乳幼児から高齢者に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくりを推進することが求められています。高齢者の自立などに対応する取り組みの支援も必要です。

## (6)多様性をみとめあう交流の拡大

従来の価値観や慣習にとらわれず、性別、年齢、国籍等多様な属性、発想や価値観をみとめあい柔軟に取り入れることが求められています。そのためには様々な機会や交流を通して互いを理解することが必要です。

# 6 川西町の現状と課題

## (1)人口構造の変化

本町では少子高齢化が進み、高齢化率は30.1%（平成22年4月1日現在：住民基本台帳）となっており、5年前と比較すると1.4%（平成17年4月1日現在：28.7%）増加しています。推計調査をみると5年後の平成27年は33.6%と3.5%の増となり高齢化が進行しています。年少人口の割合は平成17年が12.1%で、平成27年度推計では10.4%と予測されています。（図1表1参照）

なお、本町の年少人口割合は、県内39市町村中35番目（平成17年国勢調査）と低い現状にあります。

年少人口の減少、高齢化率の増加による生産年齢人口の減少は、将来の労働力不足が予測され、これまで以上に女性の労働力が必要になります。そのためには女性が働きやすい環境づくりが必要です。これまで家庭の中で主に女性が担ってきた家事、育児、介護などを家族の中で分担するなどの見直しを図り、一人ひとりがあらゆる分野で十分に力を発揮していく環境づくりが必要です。

図1

川西町の国勢調査人口及び将来人口

（単位：人）

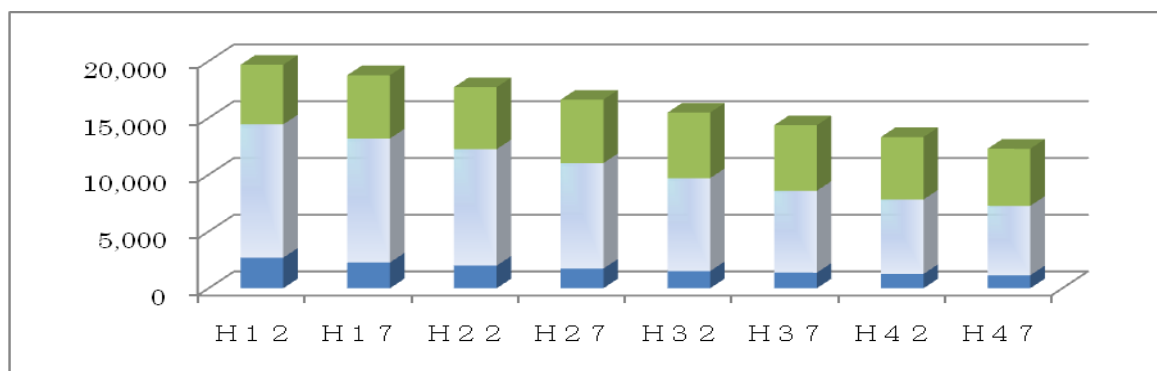


表1

川西町の国勢調査人口及び将来人口

(単位：上段 人数/下段 %)

	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	H 3 2	H 3 7	H 4 2	H 4 7
年少人口 (0~14 歳)	2,696	2,273	1,994	1,735	1,513	1,376	1,267	1,144
	13.7	12.1	11.3	10.4	9.8	9.6	9.5	9.3
生産人口 (15~64 歳)	11,740	10,921	10,259	9,293	8,189	7,213	6,557	6,119
	59.6	58.2	57.9	55.9	52.9	50.2	49.2	49.8
老年人口 (65 歳~)	5,252	5,575	5,462	5,589	5,771	5,774	5,499	5,028
	26.7	29.7	30.8	33.7	37.3	40.2	41.3	40.9
総人口	19,688	18,769	17,715	16,617	15,473	14,363	13,323	12,291

資料：平成 12・17 年：国勢調査 平成 22 年以降国立社会保障・人口問題研究所市町村人口推計 (H20. 12)

## (2)世帯構成の変化

本町の三世代同居の割合は県内でも相変わらず高いものの平成 17 年には 42.1%となり平成 12 年より 5.5%減少しており、単身世帯や核家族世帯は共に平成 17 年は平成 12 年より 2.2%増加しています。また、三世代同居率が減少している中、高齢者のいる世帯が増加しており、世帯や世帯員の構成にも変化がみられます。(図 2 表 2 参照)

核家族を構成している状況では、夫婦と子どもから成る世帯が減少しており、夫婦のみの世帯と一人親と子からなる世帯が増加傾向にあります。(表 3 参照)

三世代同居の減少や核家族の増加による世帯構成の変化は、これまで子育てや介護を支えてきた家庭の役割や家庭の中の女性の役割に変化を与えることから、今後の子育てや介護に対する取り組みが課題となります。

30 歳から 50 歳までの未婚の状況を見た場合、男性は特に 40 歳以降の未婚の割合が平成 17 年国勢調査では 30%となっており、女性は 30 歳から 40 歳までの未婚の割合が高い状況にあります。(図 3 参照)

未婚率の増加は世帯の構成の変化や少子化や将来親の介護問題などにも影響を与えることが懸念されます。

図 2

世帯構成の変化

(単位；%)

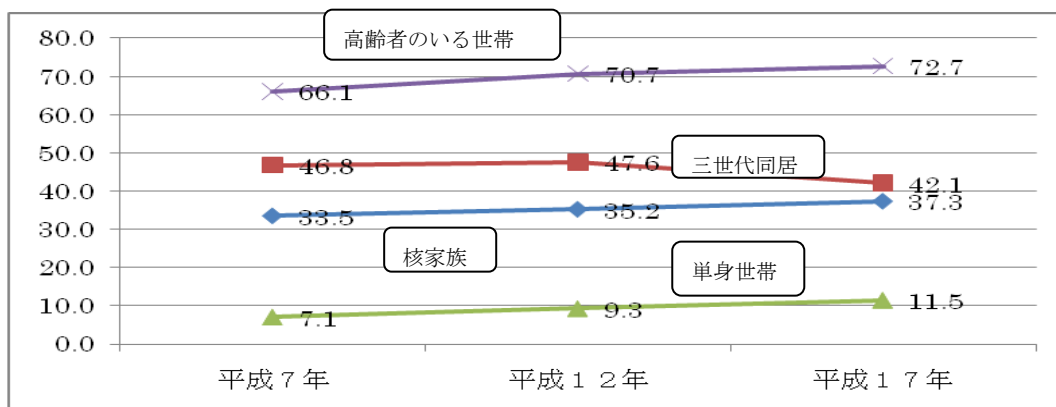


表2

世帯構成の変化

世帯の状況	平成7年	平成12年	平成17年	
	%	%	%	県内順位
核家族世帯	33.5	35.2	37.3	33位/39
三世帯同居世帯	46.8	47.6	42.1	5位/39
単身世帯	7.1	9.3	11.5	31位/39
高齢者のいる世帯	66.1	70.7	72.7	8位/39

資料：国勢調査

表3

世帯人員構成の変化

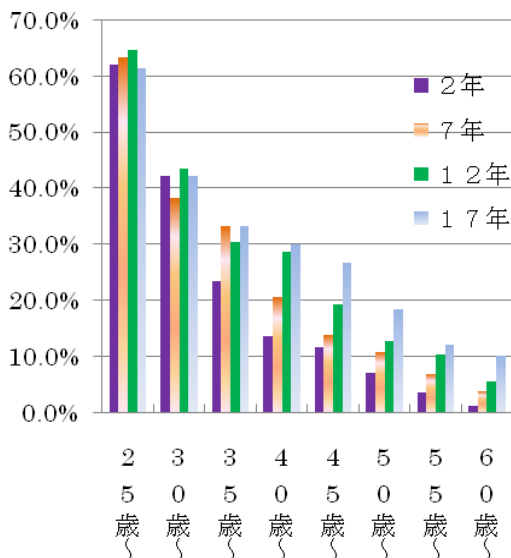
世帯人員の状況	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯人員数	%	世帯人員数	%	世帯人員数	%	世帯人員数	%
一般世帯	20,524	-	19,686	-	18,467	-	17,288	-
核家族世帯	4,514	-	4,452	-	4,594	-	4,811	-
(1) 夫婦のみの世帯	892	19.8%	1,016	22.8%	1,114	24.2%	1,194	24.8%
(2) 夫婦と子から成る世帯	3,081	68.3%	2,826	63.5%	2,809	61.1%	2,826	58.7%
(3) 親と子から成る世帯	541	11.9%	610	13.7%	671	14.7%	791	16.5%

資料：国勢調査

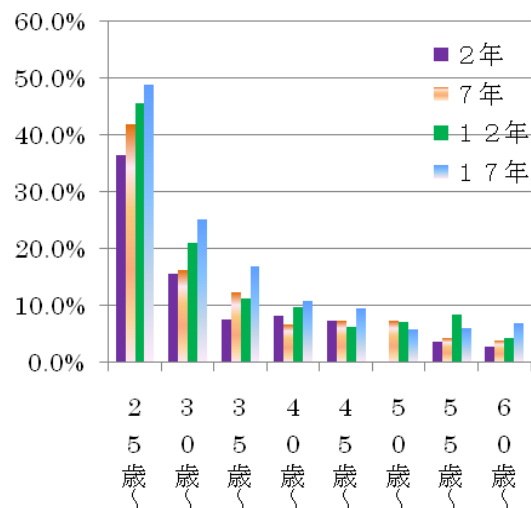
図3

未婚の状況

【男性】



【女性】



資料：国勢調査



### (3)働き方の変化

本町の産業別従事者をみると、農業を含む第1次産業の就業人口は減少傾向にあり(図4表3)、平成12年には第2次産業と第3次産業が40%程度で同程度でありましたが、平成17年には第1次産業が18%と減少し、第3次産業が46%と約半数がサービス業に従事していることになります。

本町の基幹産業である農業を持続するために、産直所の開設や地産地消による起業化等新たな動きがでており、その中心を担っているのは主に女性です。今後さらに女性の新たな視点による生産、加工、販売が期待されます。

農業における女性の社会参画や経営参画の推進を図り、社会的経済的地位の向上が必要です。

図4

産業別就業者の推移

(単位：%)

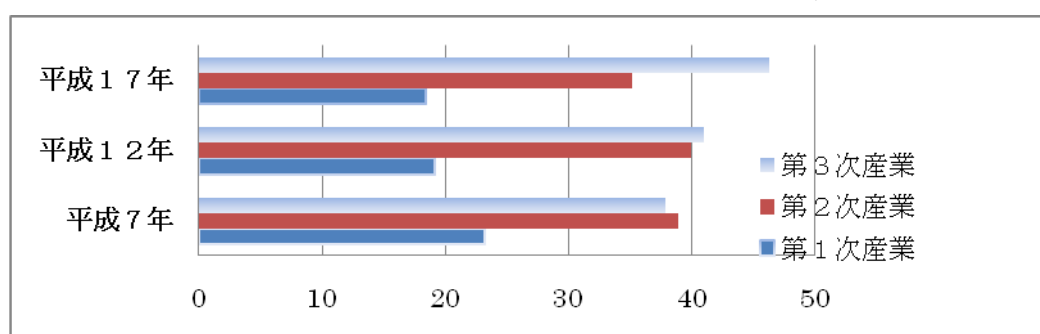


表4 産業別就業者の推移 (単位：%)

産業別	平成7年	平成12年	平成17年
第1次	23.2	19.1	18.4
第2次	38.9	39.9	35.2
第3次	37.9	41	46.3

資料：国勢調査

### (4)意識の動向

平成21年度に町内在住の18歳以上の男女1,000人(以下一般という)及び町立中学校3年生と県立置賜農業高校の全生徒(以下中高生という)を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの回収率は一般が43.6%、中高生は96.4%となり、以下のような結果が得られました。

#### ①生活の中での男女平等について

一般の調査結果では、家庭・職場・地域社会も「平等でない」と感じているが、中高生では家庭・職場・地域社会は「平等である」が多くなっています。(表5)

男女平等に対するとらえ方が年代によって差がみられました。制度や法律では平等になっているが、実社会での現状との差があり、それを経験している一般と未経験の中高生との間で差がみられると推察されます。

#### ②働く環境について

就業先の男女の差については、「賃金による格差」が最も多く14.2%になっており、ついで「業務内容の格差」で10.6%になっています。(表6)

また、働きやすい環境で大切なことは、男女ともに「学童保育などの育児サービスの充実」が15.8%と最も多く、ついで「育児休業制度、労働時間の短縮、フレックスタイム等の就業環境」が12.5%となっています。(表7)

働き続けるための環境づくりには子育てのためのサービスの充実と制度の周知が必要です。

### ③男女共同参画の推進に必要なこと

男女共同参画を推進するためには、家族が互いに協力しながら家事・育児・介護等を行い、それを支援する体制の整備と従来の価値観や考え方を改めることが求められています。(表8) 固定的な性別による役割分担意識の解消にさらに力を入れ啓発に努めることが課題です。

表5

地域社会では男女平等になっているか

【一般】

選択項目	人数	%
男性優遇	190	43.6%
女性優遇	8	1.8%
男女平等	109	25.0%
どちらともいえない	111	25.5%
無回答	18	4.1%
合計	436	100.0%

【中高生】

選択項目	人数	%
男性優遇	55	11.4%
女性優遇	24	5.0%
男女平等	248	51.5%
どちらともいえない	137	28.4%
無回答	18	3.7%
合計	482	100.0%

表6

就業先での男女格差

選択項目	人数	%
賃金の格差	149	14.2%
業務内容の格差	111	10.6%
昇進・昇格の格差	102	9.7%

資料：アンケート（一般）

表7

働きやすい環境

選択項目	人数	%
学童保育などの育児サービスの充実	166	15.8%
育児休業制度、労働時間の短縮、フレックスタイム等の就業環境	132	12.5%
再就職のための求人情報の提供や支援	120	11.4%
家庭や地域の理解	119	11.3%

表8

男女共同参画の推進に必要なこと

資料：アンケート（一般）

項目	一般		中高生	
	%	順位	%	順位
家事・育児・介護など男女がともに責任を持ち、体制を整備する	16.5%	1	12.4%	3
男だから、女だからという考え方を改める	12.7%	2	22.4%	1
男女の自覚と意識を高める	11.8%	3	9.3%	4
就業活動や職業上の格差をなくす	8.6%	4	13.0%	2

資料：アンケート

## 第2章 計画のめざす方向性

### 1 将来像

## 「緑と愛と丘のあるまち」の創造

本町の特長である豊かな大地(緑)は、いにしえより受け継がれてきた自然豊かな山々が育む里山の恵み(丘)を受け、ここに住む一人ひとりが知恵と共に支えあう心(愛)によって、大きな夢と希望が享受でき、安心して暮らしの営みができます。

こうしたまちづくりを将来にわたり継承していくことが私たちの使命であり、町の将来像を第4次川西町総合計画で掲げる町の将来像と同様に設定します。

### 2 基本目標

## 男女(ひと)が みとめあい 育てあう まちづくり

性別による固定的な役割分担の意識を変え、女性も男性も互いにその個性と能力をみとめあい、育てあえる男女共同参画社会の実現を目指します。

女性も男性もあらゆる分野で活躍できるまちづくりに向け、働きやすく、安心して子育てできる環境づくりを推進します。さらに、自分の能力を発揮し、自己実現できる活力のあるまちづくりを目指し、基本目標を設定します。

### 3 施策の柱

#### ともに豊かに暮らせるまち

女性も男性も地域や家庭、職場でいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。そのためには、生活の基礎となる家庭においてこれまでの性別による固定的な役割分担を見直し、一人ひとりが思いやりを持って生活できるまちづくりを目指します。

また、男女共同参画は幼少期からの意識付けが重要なことから、幼稚園保育所や学校における男女共同参画を促進します。

さらに自治会や町内会活動などの地域社会においても、様々な人が幅広い活動ができるよう推進します。

#### ともにいきいきと働けるまち

働き方の多様化により、これまで以上に家事・育児・介護等を家族が等しく分かち合うことで、仕事と家庭の両立を目指します。そのためには、行政と企業との協力による働きやすい職場づくりが必要です。

また、仕事と家庭の両立には、子育てしやすい環境が求められます。そのためには家庭や幼稚園や学校だけでなく、子育てを地域で支えるしくみをつくり、働きやすく、安心して子どもを産み育て、いつまでも住み続けられるまちづくりを推進します。

女性が今以上にいきいきと働くために、農商工業経営のパートナーとして、さらなる参画の拡大を促進します。

#### ともに健康で安心できるまち

すべての人々が生涯を通じた健康保持増進に向けて、自らがスポーツに親しみ心身ともに健康で活力ある生活をおくる必要があります。そのために、年齢や体力に合ったスポーツ参加に向けた環境づくりを推進します。

また、世帯構成の多様化により様々な課題も表面化しており、ドメスティック・バイオレンス\*（家庭内暴力）や幼児、高齢者への虐待等を防止するための取り組みを行い、一人ひとりの人権が尊重され安心して生活できる環境づくりを推進します。

#### ともに交流・参画ができるまち

男女共同参画意識を定着させるため、あらゆる場面での積極的な意識啓発や広報活動、さらに講演会や学習会の開催等の学習機会を充実します。

さらに外国人、障がい者など多くの人々と出会い、多様な価値観が認めあえるような交流を推進します。また、未婚率の増加を踏まえ、結婚しやすい環境づくりを促進します。

あらゆる場面に男性の意見も女性の意見も反映されるよう、さらなる審議会委員会への女性の参画を図ります。

\*ドメスティック・バイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

# 4 施策の体系

将来像

基本目標

施策の柱

施策の方向性

主な施策

「緑と愛と丘のあるまち」の創造

男女（ひと）がみとめあい 育てあう まちづくり

ともに豊かにくらせるまち

家庭での男女共同参画の促進

- ①家庭での男女共同参画意識の向上
- ②男性の家事・育児・介護等への参画促進

教育における男女共同参画の推進

- ①子どもたちへの男女共同参画意識づけの促進
- ②幼児施設、学校現場における男女共同参画の促進

地域社会での男女共同参画促進

- ①地域づくりにおける男女共同参画の推進
- ②福祉、防災、環境等の分野における男女共同参画の促進
- ③団体・グループ活動の支援

ともにいきいきと働けるまち

働きやすい環境整備

- ①子育てサービスの充実
- ②子育てを地域で支える環境づくり
- ③介護を支える環境の整備
- ④働きやすい職場づくり
- ⑤事業所における男女共同参画の取り組みの浸透

産業分野における男女共同参画の推進

- ①女性の経済的自立の促進
- ②農業、商工業女性の経営への参画機会の拡大

ともに健康で安心できるまち

生涯を通じた健康の保持増進

- ①年齢にあった体力づくりの推進
- ②健康、医療対策の充実
- ③高齢者の自立支援

人権尊重の推進

- ①ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)の防止
- ②あらゆる暴力・虐待の防止(乳幼児から高齢者まで)
- ③人権尊重に関する啓発事業の推進
- ④セクシャル・ハラスメントの防止

ともに交流・参画ができるまち

多様な価値観をみとめあう交流の促進

- ①学習意欲への対応
- ②国際交流の推進
- ③ノーマライゼーション\*の推進
- ④結婚しやすい環境づくりの支援
- ⑤男女共同参画のための啓発・情報提供

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ①女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消
- ②各種既存団体への女性の参画・役員登用の促進

推進体制の機能充実

- ①推進体制の整備(点検・評価の充実)

\*ノーマライゼーション…高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健全者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。



### 第3章 具体的取り組み

施策の柱：ともに豊かにくらすまち

#### ■家庭での男女共同参画の促進

主な施策	具体的施策	担当課
<b>家庭での男女共同参画意識の向上</b>  家庭における固定的な役割分担意識をなくし相互の協力を促進します。	男女の家庭での固定的役割分担を見直す事業の開催	まちづくり課
	意識改革のための広報	まちづくり課
<b>男性の家事・育児・介護への参画促進</b>  男性の家事、育児、介護への参画を促進します。	男性の家事参加の学習機会の提供	健康福祉課
	意識啓発広報	まちづくり課 健康福祉課

#### ■教育における男女共同参画の推進

主な施策	具体的施策	担当課
<b>子どもたちへの男女共同参画意識づけの促進</b>  子どもの頃からの理解を深めるために学習機会を提供します。	男女共同参画を学ぶ機会の提供	教育総務課
	キャリア教育の充実	教育総務課
<b>幼児施設、学校現場における男女共同参画の促進</b>  教育現場での意識啓発を行います。	教育現場への意識啓発	教育総務課
	男女混合名簿の導入の検討	教育総務課

## ■地域社会での男女共同参画促進

主な施策	具体的施策	担当課
<b>地域づくりにおける男女共同参画の推進</b>  地域における固定的な役割分担意識をなくし暮らしやすい環境をつくりま す。	地域における男女共同参画の基盤づ くり	まちづくり課 関係各課
	セクシャル・ハラスメントの防止の 促進	関係各課
<b>福祉、防災、環境等の分野                      における男女共同参画の                      促進</b>  多様な人が様々な分野に 参画する環境を促進しま す。	男女がともに参画するための意識啓 発	まちづくり課
	防災、環境等の分野への女性の参画 促進	総務課 住民生活課
	関係団体への情報提供	関係各課
<b>団体・グループ活動の支援</b>  男女共同参画を推進する 団体等を支援します。	男女共同参画に関心のある団体・個 人の支援	関係各課
	ボランティア・NPO等の育成、支 援	まちづくり課

## 施策の柱：ともにいきいきと働けるまち

### ■働きやすい環境整備

主な施策	具体的施策	担当課
<b>子育てサービスの充実</b>  子育てサービスの充実を図り働き続けられる環境を整備します。	保育の充実	教育総務課
	放課後児童の居場所づくりの支援	教育総務課
<b>子育てを地域で支える環境づくり</b>  地域で安心して子育てできる環境を促進します。	地域育児、託児ボランティアの養成	教育総務課 まちづくり課
	地域子育てリーダーの養成	まちづくり課 教育総務課
<b>介護を支える環境の整備</b>  介護が必要な方やその家族の負担の軽減を図ります。	高齢者を介護している家族及び援助者の支援	健康福祉課
<b>働きやすい職場づくり</b>  いつまでも働き続けられる職場環境づくりを促進します。	セクシャル・ハラスメント防止の促進	関係各課
	育児休業制度、介護休業制度取得の促進	産業振興課
<b>事業所における男女共同参画の取り組みの浸透</b>  仕事と家庭の調和がとれた働き方を促進します。	仕事と家庭の調和の促進	産業振興課 まちづくり課
	事業所への情報提供	産業振興課 まちづくり課

## ■産業分野における男女共同参画の推進

主な施策	具体的施策	担当課
<b>女性の経済的自立の促進</b>  女性の就業を支援するため、多様な働き方について普及促進し、情報提供を行います。	起業、経営のための支援	産業振興課
	情報提供	産業振興課
<b>農業、商工業女性の経営への参画機会の拡大</b>  女性が経営に参画し、活躍するための環境を整備します。	農業における家族経営協定の促進	産業振興課
	女性のネットワークづくりの推進	産業振興課
	女性の社会進出に向けた雇用の創出	産業振興課

## 施策の柱：ともに健康で安心できるまち

### ■生涯を通じた健康の保持増進

主な施策	具体的施策	担当課
年齢にあった体力づくりの推進  年齢、性別に関わらず健康の保持増進に向けスポーツの推進を図ります。	年齢、体力にあったスポーツの推進	まちづくり課
	総合型地域スポーツクラブの加入促進	まちづくり課
	地域スポーツの推進	まちづくり課
健康、医療対策の充実  生涯を通じた心身の健康を支援します。	こころの健康づくりの推進	健康福祉課
	ライフステージに応じた健康教育、健康相談の充実	健康福祉課
高齢者の自立支援  健康で長生きするための自立支援を行います。	家庭で気軽にできる体力づくりの推進	まちづくり課 健康福祉課
	生活の自立に向けた取り組みの実施	健康福祉課



## ■人権尊重の推進

主な施策	具体的施策	担当課
ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）の防止  暴力を許さない社会の形成に向け啓発等を行います。	ドメスティック・バイオレンス等あらゆる暴力を防ぐ情報提供・啓発	健康福祉課 まちづくり課
	相談機能、支援体制の充実	健康福祉課
あらゆる暴力・虐待の防止（乳幼児から高齢者まで）  あらゆる暴力を未然に防止するよう努めます。	暴力、虐待防止に関する啓発	健康福祉課 教育総務課
	相談機関との連携の強化	健康福祉課 教育総務課
人権尊重に関する啓発事業の推進  人権に対する意識の醸成と高揚を図ります。	人権啓発事業の推進	住民生活課
	相談事業の充実	住民生活課
セクシャル・ハラスメントの防止  あらゆる場面でのセクシャル・ハラスメントの防止を図ります。	セクシャル・ハラスメントの防止に関する啓発	関係各課
	相談機関との連携の強化	関係各課

## 施策の柱：ともに交流・参画ができるまち

### ■多様な価値観をみとめあう交流の促進

主な施策	具体的施策	担当課
<b>学習意欲への対応</b>  多様な学習機会を提供し、男女共同参画を推進します。	国県が開催する学習会、研修会への参加の推進	関係各課
	男女共同参画に関心のある団体・個人の支援（再）	関係各課
	各種講座の開催による意識啓発	まちづくり課
<b>国際交流の推進</b>  視野を広げ多様な価値観をみとめあえる交流を推進します。	国際交流団体との連携、支援	まちづくり課
	国際化に向けた人材育成	まちづくり課
	町内在住外国人への支援	まちづくり課
<b>ノーマライゼーションの推進</b>  障がいの有無に関わらず助けあえる環境をつくれます。	町民との交流機会の拡大	健康福祉課
	障がい者への自立支援	健康福祉課
	障がい者の社会参加の促進	健康福祉課
<b>結婚しやすい環境づくりの支援</b>  交流や出会いを通して結婚しやすい環境をつくれます。	結婚支援の充実	住民生活課
	広域連携による情報交換	住民生活課 企画財政課
<b>男女共同参画のための啓発・情報提供</b>  男女共同参画の理解を深めるため情報提供を行います。	町報・ホームページ・パンフレットを活用した広報・啓発	総務課 まちづくり課

## ■政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な施策	具体的施策	担当課
<b>女性委員不在の各種審議会・委員会の解消</b>  女性の意見が様々な形で反映されるよう女性の参画を推進します。	女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消	関係各課
	女性の登用率の設定・促進	関係各課
<b>各種既存団体への女性の参画、役員登用の促進</b>  男女がともに参画する団体活動の推進に向け、女性の役員登用を促進します。	意識改革のための広報啓発	関係各課
	性別にとらわれない人材登用の促進	関係各課

## ■推進体制の機能充実

主な施策	具体的施策	担当課
<b>推進体制の整備</b>  計画のスムーズな進行のために進捗状況を進行管理します。	推進体制の整備（評価・点検機能の充実）	まちづくり課

## 目標数値

施策の柱	指標	現状値	中間目標値	目標値
		【平成22年度】	【平成25年度】	【平成27年度】
ともに豊かにくらせるまち	男女共同参画講座の男性の参加率	28%	30%	50%
	男女混合名簿実施施設率	0%	30%	50%
	地域づくり組織の女性委員率	12.6%	20%	30%
ともにいきいきと働けるまち	乳児保育施設数	4か所	5か所	6か所
	家庭教育講座の父親の参加率	9%	20%	30%
	育児・託児ボランティア団体数	2団体	3団体	4団体
	女性主体の起業活動数	15団体	17団体	20団体
ともに健康で安心できるまち	総合型地域スポーツクラブ加入者数	208人	350人	500人
	特定健康診査受診率(国保)	36.3%	60%	65%
	介護予防教室参加率(2次予防事業)	21.5%	40%	50%
ともに交流・参画ができるまち	青年海外研修事業参加者数	3人 (H22.3)	20人	-
	審議会・委員会の女性委員比率	12.7%	20%	30%
	女性委員を含む審議会・委員会の比率	72%	80%	100%

## 第4章 計画の推進

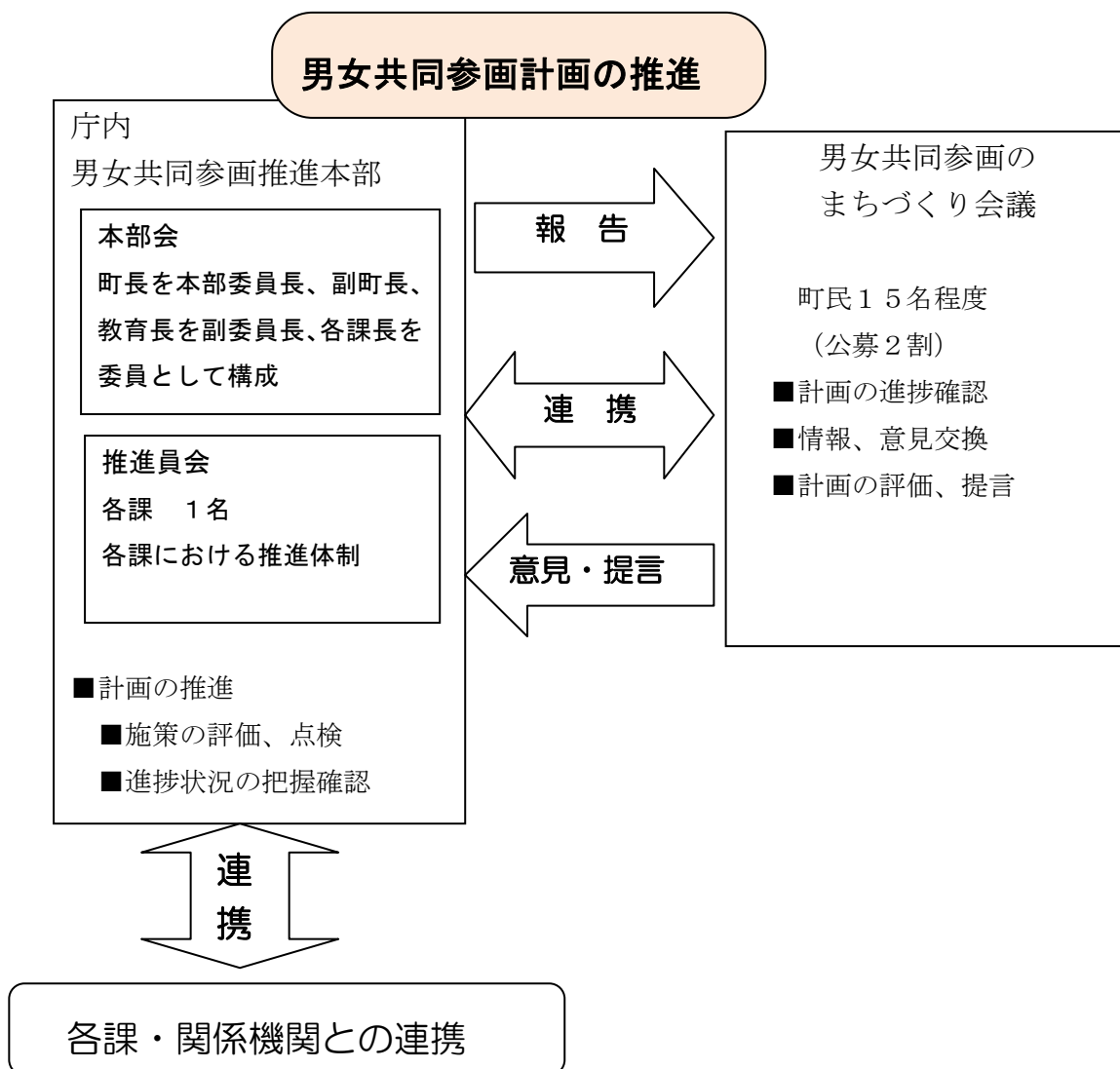
### 1 計画の推進体制

#### (1) 町民とともに推進する体制

町民とともに計画をスムーズに推進するために、町民による「男女共同参画のまちづくり会議」を設置し、計画の進捗状況の把握、情報や意見交換、提言を行います。

#### (2) 庁内での進行管理体制

町長部局に事務局を置き、行政内部の横断的組織として「庁内推進委員会」を設置し、計画を推進します。また、職員から広く意見を求め、計画推進に反映されるよう各課に男女共同参画推進員を配置します。





## 2 計画の進行管理

### (1) 計画の整合性の確保

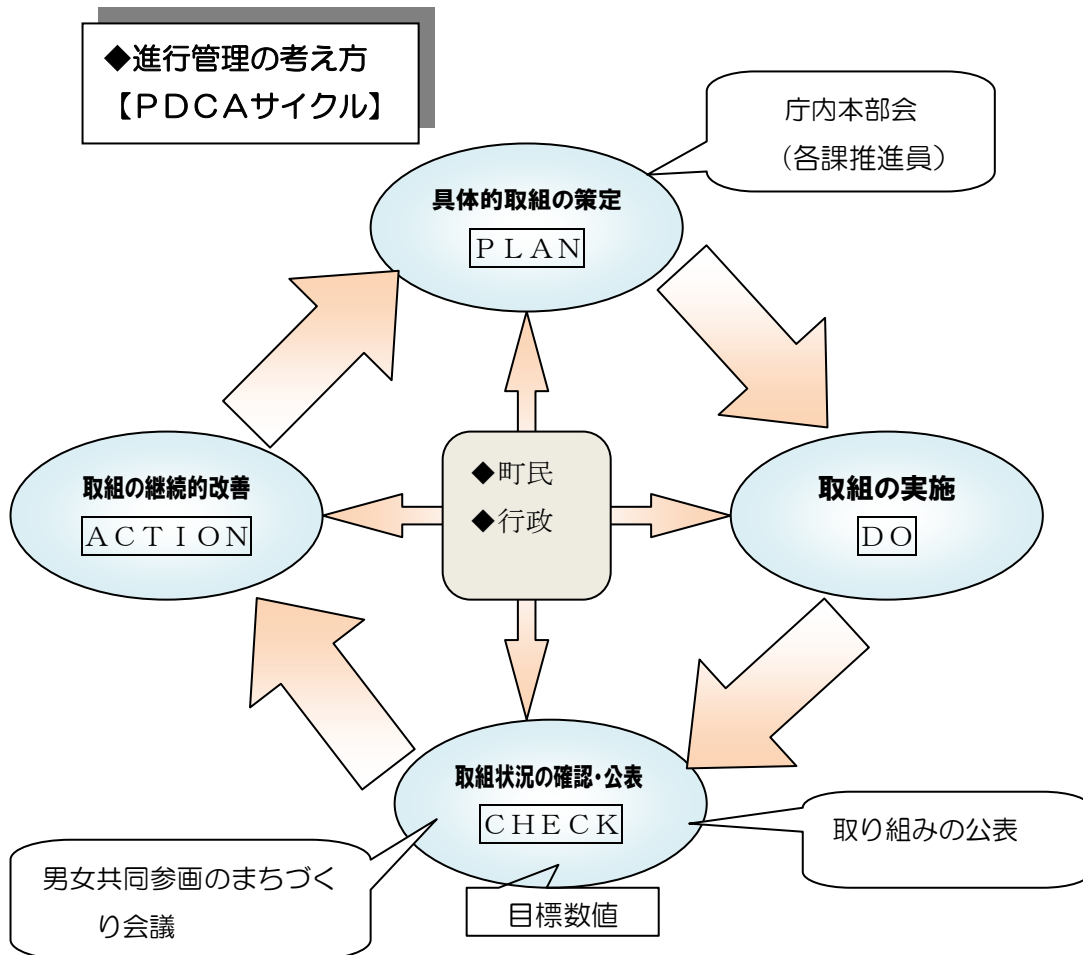
「第4次川西町総合計画」に示した男女共同参画関連施策に基づき、本計画との整合性を図ります。

### (2) 国、県との連携

国や県における男女共同参画に関する会議等への参加を含め、情報交換等について協力・連携を深めます。

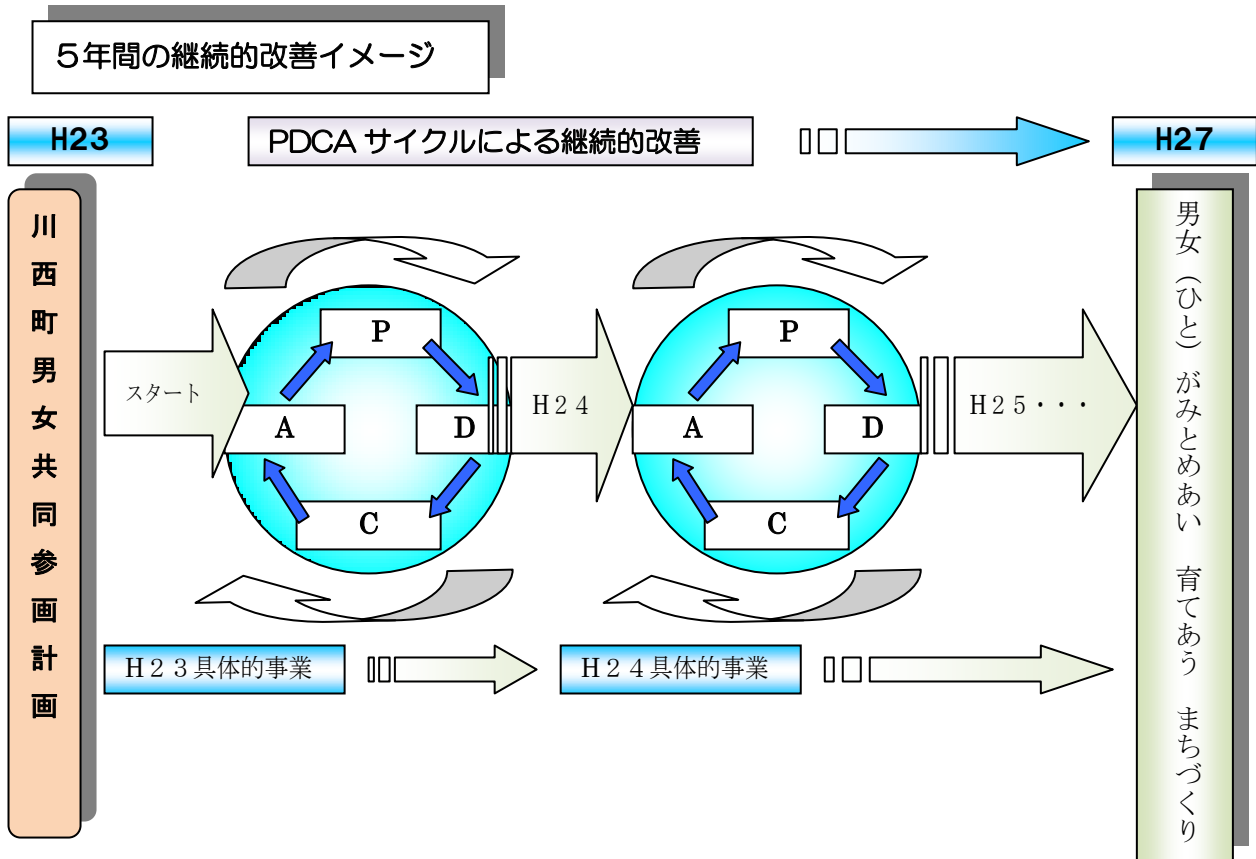
### (3) 行政評価の活用

本計画は、全ての事務事業に対し男女共同参画の視点により見つけ直ししながら推進を図るものであります。実行性を確保するための手段として、社会状況の変化に応じて、新しい視点を取り入れながら、環境マネジメントシステムを積極的に活用し、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)のサイクルにより推進し、継続的に改善を図ります。



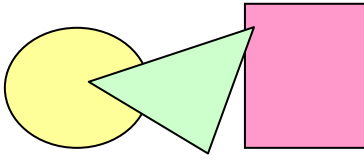
平成23年度からの具体的事業実施に向けて、年度毎にPDCAサイクルを活用し、事業を点検・評価し、改善を行い実施します。

川西町男女共同参画計画【PLAN】に基づいて、町民と行政の協働による事業を実施【DO】し、事業実施後に各課、庁内推進委員会、「男女共同参画のまちづくり会議」において、事業の評価と検討【CHECK】を行い、町民と行政による見直しと改善【ACTION】を図り、次年度以降、継続的に事業に活かしていきます。



#### (4)公表

各種の調査等により男女共同参画の状況を把握するとともに、本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表します。



## 資料編

- ◆ 男女共同参画基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ◆ 計画策定の体制・フロー・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ◆ 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ◆ 川西町男女共同参画計画推進まちづくり会議委員名簿  
川西町男女共同参画推進本部委員名簿・・・・・・・・ 29
- ◆ 川西町男女共同参画計画推進まちづくり会議設置要綱  
川西町男女共同参画推進本部設置要綱・・・・・・・・ 30

# 男女共同参画基本法

## ● 男女共同参画基本法

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱(基本理念)を掲げました。そして、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割(責務、基本的施策)を定めています。

## ● 基本理念—男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

### 3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

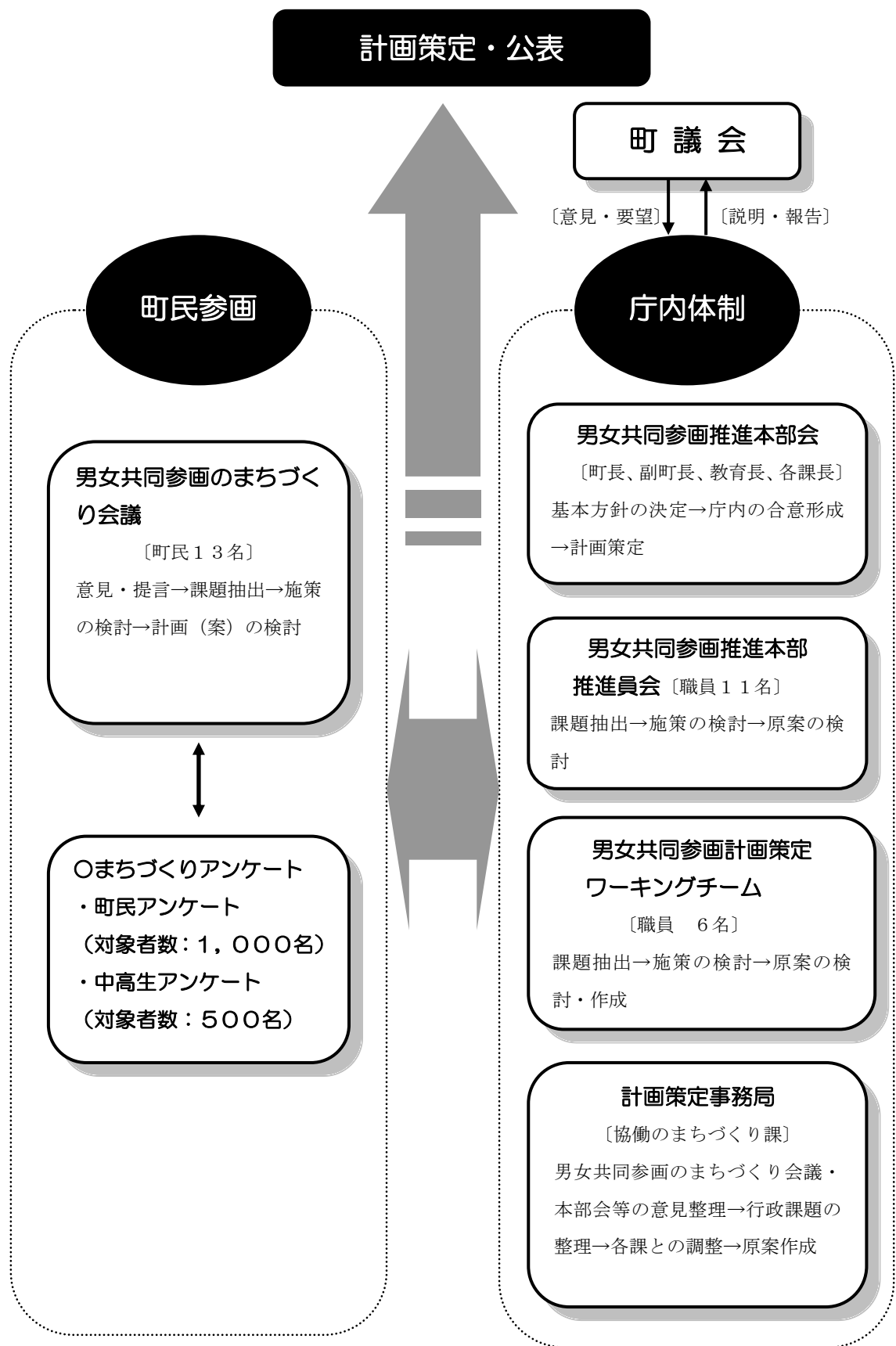
### 5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とともに相互に協力して取り組んでいきましょう。

## ● 国、地方公共団体及び国民の役割

- 国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- 地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- 国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

# 計画策定の体制・フロー



## 策定経過

年 月 日	川西町男女共同参画推進本部			川西町男女共同参画のまちづくり会議	住民・議会
	本部会	推進員会	ワーキングチーム		
H21. 11. 17					17~30 男女共同参画アンケート調査実施 (一般・中高生)
H22. 4. 22	第1回会議 ・任命 ・第2次計画策定について				
5. 13		第1回会議 ・任命 ・第2次計画策定について			
6. 14			第1回会議 ・任命 ・第2次計画策定について		
7. 9			第2回会議 ・現状と課題の抽出		
7. 27			研修 ・男女いきいき・子育て応援セミナー		
8. 30			第3回会議 ・課題の整理について ・課題解決の方策について		
9. 3		第2回会議 ・計画の基本内容 ・計画に必要な視点			
9. 9				第1回 ・委嘱状交付 ・役員選出 ・課題抽出	
9. 29			第4回会議 ・事業推進の確認 ・計画骨子、体系づくり		
10. 8	第2回会議 ・現状と課題について ・計画骨子案について				
11. 12			第5回会議 ・施策について		

年 月 日	川西町男女共同参画推進本部			川西町男女共同参画のまちづくり会議	住民・議会
	本部会	推進員会	ワーキングチーム		
11. 18		第3回会議 ・計画骨子、体系について ・施策について			
11. 24	(経営会議) ・基本計画案について				
H22. 12. 2				第2回会議 ・計画骨子・体系案について ・具体的な取組について	
12. 10					議会総務文教常任委員会 ・第2次男女共同参画計画基本指針(骨子案)について
12. 20			研修 ・男女いきいき・子育て応援セミナー		
H23. 1. 26			第6回会議 ・計画(案)について		
2. 3		第4回会議 ・計画(案)について			
2. 7	第3回会議 ・計画(案)について				
2. 17				第3回会議 ・計画(案)について	
2. 23	第4回会議 ・計画(案)について				
3. 14					議会総務文教常任委員会 ・第2次男女共同参画計画について
3. 22					議員全員協議会 ・第2次男女共同参画計画について

## 川西町男女共同参画のまちづくり会議委員名簿

職名	氏名	職名	氏名
委員長	佐藤 順一	委員	鈴木 規洋
副委員長	橋本 智美	委員	須藤 衣香
委員	安部 美知子	委員	関 久美子
委員	梅津 智恵子	委員	瀧 みさ子
委員	大木 佐知子	委員	長澤 梓
委員	佐々木 恵子	委員	渡部 正志
委員	阪本 卓志		

(敬称略、委員五十音順)

## 川西町男女共同参画計画本部員名簿

本部会			推進員会		
委員長	町長	原田 俊二	委員	総務課	齋藤 政浩
副委員長	副町長	高橋 款	委員	改革推進課	大友 勝治
副委員長	教育長	高橋 武夫	委員	住民生活課	佐貝 広志
副委員長	協働のまちづくり課長	栗田 政弘	委員	税務収納課	小倉 繁樹
委員	総務課長	山口 俊昭	委員	健康福祉課	金子 正人
委員	改革推進課長	遠藤 勝則	委員	産業振興課	色摩 良一
委員	住民生活課長	生田 敏一	委員	地域整備課	渡部 秀子
委員	税務収納課長	平田 和雄	委員	出納検査課	原田 誠
委員	健康福祉課長	小関 忠	委員	教育総務課	吉田 良司
委員	産業振興課長	高橋 栄一	委員	議会事務局	平 良子
委員	地域整備課長	平 伸一	委員	消防本部	渡部 恭介
委員	出納検査課長	鈴木 新司			
委員	教育総務課長	金田 忠夫			
委員	議会事務局長	横山 昇			
委員	消防長	高橋 和博			

### ワーキングチーム

委員	総務課	齋藤 誠	委員	地域整備課	梅津 郭文
委員	健康福祉課	椎名 志保	委員	出納検査課	高橋 和恵
委員	産業振興課	鈴木 和子	委員	教育総務課	佐々木 満樹

### 事務局

事務局	生涯学習主幹	淀野 芳広	事務局	生涯スポーツ主査	齋藤 雅美
事務局	生涯学習主査	佐藤 紀子	事務局	主任	中野 ゆかり



## 川西町男女共同参画のまちづくり会議設置要綱

### (設置)

第1条 川西町男女共同参画計画を基本に本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、男女がみとめあい、育てあう豊かなまちを創造するため、川西町男女共同参画のまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 まちづくり会議の任務は概ね次のとおりとし、必要に応じ町長に報告及び意見を提示する。

- (1) 川西町男女共同参画計画の評価、進捗状況確認に関すること
- (2) 川西町男女共同参画施策の推進について、意見、助言を行うこと
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること

### (組織)

第3条 まちづくり会議は、男女共同参画の形成に積極的な意見を有する町民及び公募による町民のうちから町長が委嘱する委員15名以内で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 まちづくり会議には会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (事務局)

第5条 まちづくり会議の庶務は、協働のまちづくり課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、まちづくり会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 川西町男女共同参画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、男女がみとめあい、育てあう豊かなまちを創造するため、川西町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川西町男女共同参画計画策定及び推進に関すること
- (2) 男女共同参画に関する施策の評価、点検、改善に関すること
- (3) その他男女共同参画に関すること

### (組織)

第3条 推進本部は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には町長、副委員長には副町長、教育長及び協働のまちづくり課長をもって充てる。
- 3 委員は、課等の長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### (推進委員会)

第5条 推進本部に推進委員会を置き、推進員は課等1名とし、町長が指名する職員をもって構成する。

- 2 推進委員会に推進員リーダーを置き、協働のまちづくり課長をもって充てる。
- 3 推進委員会は、男女共同参画計画策定、施策の推進及び事案の検討とその推進にあたる。

### (ワーキングチーム)

第6条 推進本部に男女共同参画計画に関する具体的な事項について協議検討するため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、町長が指名する職員をもって構成する。

### (事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、事務局を協働のまちづくり課に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、町長が指名する職員をもって充てる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。